

## 菊陽町公告第95号

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年12月13日

菊陽町長 吉本 孝 寿



### 1 事業概要

#### (1) 名称

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）

#### (2) 場所

熊本県菊池郡菊陽町大字原水地内

#### (3) 業務内容

アーバンスポーツ施設及び管理棟等の実施設計業務、工事監理業務及び建設工事  
詳細は、「菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）要求水準書」のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

ただし、「菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要項」15（6）のとおり、延長することができる。

#### (5) 総事業費（提案上限額）

1, 277, 000, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件に該当し、本事業を行う能力を有する企業又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。共同企業体の場合は、共同企業体届出書兼委任状により代表企業及び構成員を明確にするとともに、連携してその責務を負うものとし、町への質問や書類提出等は代表企業が行うこと。

なお、業務の一部を再委託する場合は、その企業、団体名や役割を明確にすること。

#### (1) 共通の参加資格要件

- ① 菊陽町競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加手続き時に、町が求める資格審査表（添付書類を含む。）を提出し、受理された場合は、参加資格を有するものとする。



- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- ⑥ 菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税及び市町村税等の滞納がないこと。

(2) 設計者及び工事監理者の参加資格要件

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成25年度以降に、スケートボード施設（ストリート競技施設又はパーク競技施設）の基本設計又は実施設計の実績を有するものであること。

(3) 施工者の参加資格要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。

3 その他

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）公募型プロポーザル実施要項による。

4 実施要項等の配布場所

菊陽町ホームページからのダウンロードによる配布。

URL <https://www.town.kikuyo.lg.jp/>

5 事業担当部署

菊陽町 都市整備部 施設整備課

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

電話：096-232-6500

FAX：096-232-3614

E-MAIL：shisetsuseibi@town.kikuyo.lg.jp